

《SEEDS OF LIFE》会員規約

平成 24 年 7 月 5 日

平成 24 年 11 月 11 日改定

第 1 条 名称

この団体は、一般社団法人 SEEDS OF LIFE(以下「本法人」という。)と称する。

第 2 条 事務所

本法人は、主たる事務所を高知県南国市に置く。

第 3 条 目的

本法人は、衣食住その他生活全般にわたって、私たちの暮らしや社会が自然の営みと歩調を合わせていけるようにオーガニックでエコロジーな意識の涵養をはかりつつ、そのための物資やノウハウを提供していくことを目的とする。

第 4 条 事業内容

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. オーガニックでエコロジーな意識を涵養するための講演やセミナー事業。
2. オーガニックでエコロジーな地域作りや生活作りの企画やコンサルタント事業。
3. オーガニックでエコロジーな物品の販売事業。
4. オーガニックでエコロジーな素材でのカフェやレストラン事業。
5. 植物の種子に関し、その収集や栽培及び仲介をする事業。
6. 前各号に附帯する一切の業務。

第5条 会員

本法人に次の会員を置く。

1. 普通会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
2. 特別賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

第6条 会費

年会費、及び賛助費の一口の金額は、以下に定めるとおりとする。

そして会員はその会員種別に従って、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、その金額を支払う義務を負う。

会員種別	<年会費>	<賛助費>
普通会員	個人 6,000 円	なし
	団体 50,000 円	
特別賛助会員	50,000 円	500,000 円

第7条 入会

本法人に入会しようとする個人、団体、法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、年会費、及び賛助費を添えて申し込むものとする。そして入会は、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

第8条 特典

本法人の入会特典は、以下に定めるとおりとする。

<普通会員>

- ・年に一度のニュースレター
- ・SOL 主催の会員限定交流会への参加
- ・本法人主催ワークショップ受講割引
(割引率は各ワークショップにて異なる)
- ・メンバーシップカード
- ・種のギフト

<特別賛助会員>

- ・年に一度のニュースレター

- ・本法人主催ワークショップ受講割引
(割引率は各ワークショップにて異なる)
- ・メンバーシップカード
- ・種のギフト
- ・活動報告書
- ・本法人会員用ロゴ
- ・本法人ホームページからのリンク

第9条 退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。但し、入金済みの年会費等は返還しないものとする

第10条 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

1. 定款その他の規則に違反した時。
2. 本法人の名誉を傷つける又は目的に反する行為をした時。
3. その他、除名すべき正当な事由がある時。

第11条 会員資格の喪失

会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

1. 会費その他支払いの義務を1年以上履行しなかった時。
2. 総社員が同意した時。
3. 当該会員が死亡又は解散若しくは破産した時。

第12条 規約の変更

規約は、予告なしに変更されることがあります。